

甲府市環境センター
飲料用自動販売機設置に係る
仕 様 書

令和7年2月

目 次

1	自動販売機の仕様	1
(1)	規格	1
(2)	環境対策	1
(3)	デザイン等	1
2	販売品目等	1
3	自動販売機の設置・管理・運営	2
(1)	安全対策	2
(2)	商品補充・変更・消費期限の確認	2
(3)	電気子メーター	2
(4)	売上金の回収及びつり銭の補充	2
(5)	事故・故障時の対応	2
(6)	空き容器の回収	3
(7)	清掃	3
4	費用負担	3
(1)	電気代	3
(2)	自動販売機の設置に係る費用	3
5	貸付料	3
6	使用上の注意	4
7	原状回復	4

甲府市環境センター飲料用自動販売機設置に係る仕様書

甲府市環境センターへの飲料用自動販売機設置を希望する事業者（以下「設置事業者」という。）は、以下の点に留意し、入札に参加することとする。

1 自動販売機の仕様

(1) 規格

物件番号	幅 (mm)	奥行き (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)	備 考
1	1,380 (700)	900 (900)	2,000	1.87	甲府市上町 601 番地 4 2 階屋内
2	1,240 (700)	900 (900)	2,000	1.75	甲府市上町 601 番地 4 1 階屋外
3	1,000 (700)	900 (900)	2,000	1.53	甲府市上町 601 番地 4 1 階屋外

※（ ）内数字は空き容器回収ボックス置場の寸法とし、使用可能面積は自動販売機置場との合計面積とする。

※ 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・子メーター設置部分・空き容器回収ボックス等の全てが収まる大きさとしてすること。

(2) 環境対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会）を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ機能、ノンフロン対応といった消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとしてすること。

2 販売品目等

(1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、果汁飲料、野菜飲料、飲酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター等の飲料とすること。

(2) 缶、ペットボトル、ビン等の容器とすること。

(3) 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

(4) 商品の具体的な構成については、協議すること。

3 自動販売機の設置・管理・運営

(1) 安全対策

自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

ア 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機の屋内据付基準」(業界自主基準) を遵守し、できる限り庁舎の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策(転倒防止策) を施すなど、安全に設置すること。

なお、設置及び撤去にあたり必要となる工事等に要する費用は、設置事業者の負担とする。

イ 販売物品の安全性確保のため「食品添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ウ 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会) を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。

(2) 商品補充・変更・消費期限の確認

設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

(3) 電気子メーター

設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター(計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの) を設置し、自動販売機に伴う電気料金を負担すること。

なお、電気子メーターの設置に必要となる工事費に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 売上金の回収及びつり銭の補充

設置事業者においては、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。

(5) 事故・故障時の対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ先及び苦情については全て設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

また、自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。

(6) 空き容器の回収

設置事業者は、空き容器の回収について、次の点に留意すること。

- ア 原則として、自動販売機 1 台につき最低 2 基の割合で、設置事業者の負担において、樹脂製又は金属製の空き容器回収ボックスを設置すること。
- イ 回収ボックスの素材は、樹脂製又は金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済容器の溢れ、周囲に散乱することのないよう、十分な回収容積を確保すること。
- ウ 空き容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないこと及び回収ボックスから溢れることがないように細心の注意を払うこと。なお、回収は開庁日のみとし、閉庁日における作業は認めない。
- エ 空き容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(7) 清掃

自動販売機的美観を損なわないよう細かくチェックしながら自動販売機内外の清掃を行い、清潔さを保つこと。

4 費用負担

(1) 電気代

自動販売機にかかる電気代は、設置場所貸付料とは別に、設置事業者が甲府市に対して支払うものとする。

電気料金は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

なお、電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担による子メーターにより、毎年度 2 回（9 月と 3 月）検針を実施するものとする。

(2) 自動販売機の設置に係る費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置事業者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理責任者の指示に従うものとする。

5 貸付料

貸付料は、年額とする。物件番号 1 については、設置事業者として決定した者の入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって年額貸付料とし、物件番号 2、3 については、設置事業者として決定した者の入札金額をもって年額貸付料とする。

6 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は以下の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

7 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、施設管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を甲府市に対し求めることが出来ない。